

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

1 開催日時

令和4年4月28日（木）午後1時30分開議

2 開催場所

第1委員会室

3 会議に付した案件

1 行政区再編協議

- (1) 浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方について
- (2) 区及び主要組織の組織編成、職員配置について
- (3) 区再編後の協議会体制について
- (4) 区割り案（決定）について
- (5) 施行時期について

13:30

◎高林修委員長 ただいまより行財政改革・大都市制度調査特別委員会を開会いたします。

欠席委員はございません。

市政記者の傍聴についてお諮りをいたします。許可することよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎高林修委員長 それでは、許可をいたします。

一般傍聴人の傍聴についてお諮りをします。申出があれば許可することよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎高林修委員長 それでは、申出があれば許可することといたします。

13:30

◎前回委員会における協議内容の確認

13:30

1 行政区再編協議

◎結論

浜松市区再編（案）パブリック・コメント結果及び市の考え方と、区及び主要組織の組織編成、職員配置については、次回委員会にて内容を確認の上、了承に向けた協議をすることとしました。

また、区再編（案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方については、最終案を確認の上、了承に向けた協議を行うこととしました。その中で区再編後の協議会体制については、会派に持ち帰り検討することとし、次回委員会にて協議の上、最終区割り案の了承に向けて取扱いを決定する。施行時期についても、会派に持ち帰り検討した上、次回委員会にて了承に向けた協議をすることとしました。

◎発言内容

(1) 浜松市区再編(案)パブリック・コメント結果及び市の考え方について

(2) 区及び主要組織の組織編成、職員配置について

○高林修委員長 それでは、本日の協議の進め方ですが、先ほど申し上げましたとおり、前回委員会後に各会派から提出をいただいた質問項目について事前に取りまとめを行い、皆様には配付をしております。回答の仕方については当局にお任せいたしますが、回答は基本、口頭になると思いますので、できるだけ簡潔に分かりやすく丁寧をお願いいたします。

なお、質問項目に対する協議事項は1から3までありますが、関連する質問項目は併せて回答いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、取りまとめた質問項目に従い、当局から回答をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 お手元の配付資料の行政区再編協議(4月18日配付資料)に係る質問項目というものを御覧いただきたいと思います。

表の一番左に通し番号をつけてあります。1番から始まりまして、全69件の御質問を頂いております。質問は基本的に通し番号の右側、質問項目、資料、資料頁の順で並べております。回答に当たりましては、先にナンバー21と62について、先ほど委員長から基本口頭というお話がありましたけれども、関連資料がありますので、この場で、先に配付させていただきたいと思います。また該当のところを御案内しますので、そのときに見ていただければと思います。

[資料の配付]

○区再編推進事業本部副本部長 協議事項の(1)と(2)については、番号で言いますとナンバー1から始まりまして35番までとなりますので、まずはそこまでのところを続けて御回答させていただきたいと思います。

それでは、1番となります。確認内容としまして、資料2-1、パブコメの結果概要になりますが、1ページのところで、市の考え方の欄になりますが、記載内容、表現を修正する必要があるのではないかと御指摘をいただいております。

回答となります。御指摘いただいたとおり修正したいと思います。なお、今回この2-1に対しての御指摘をいただいておりますけれども、2-1は2-2の概要版になりますので、2-1で御指摘いただいた点で修正とか追記が必要な場合には、基本的には2-2を直していくような形になりますので、御承知おきいただきたいと思います。

それでは、2番です。資料2-1の8ページの上の部分で、意見の中で、区再編をされると今以上に中央中心の対応にならないかと不安を感じているといった意見に対して、丁寧に答える必要があるのではないかと御意見です。

回答です。これに関しましては、市の考え方というのが今記載してあるのですが、そこに考え方を追加したいと思います。内容としましては、「再編に合わせ、地域課題について議論する協議会を2層化し、地域の声を行政に届ける仕組みを構築すること」と追記したいと思います。

3番です。意見として、2-1の10ページの中ほどにある意見の部分でございますが、現在は協働センターでできない事務と今後できるようになる事務というところを分かりやすくといった御意見です。

回答になります。再編の協議の前提条件である市民サービスは低下させないに基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としております。なお、例えば区役所と行政センターにつきましては、前回の資料の3-3でお示ししたとおり、再編前後でのサービスの取扱いに違いはないことをお示し

ているところです。

4番になります。資料2-1の10ページの下のところの御意見のところに関するものです。本庁と現場の実情、考えが乖離しやすくなるのではないかと。デジタルの活用などを明示して、それらに対応するといったことを示すべきではないかといった御意見です。

回答です。こちら市の方の考え方に、それに対応する考え方を追加したいと思います。内容となります。ここは福祉に関するところになりますので、例えば福祉事業所につきまして、現在、本庁と区役所においては福祉事務所長会議を年2回、社会福祉の区役所・本庁連絡会議を年4回、各課でも担当者会議等を開催し、協議や情報共有を行っており、再編後においても、本庁と各福祉事業所との会議を対面やデジタルを活用しオンラインで開催するなど、連携体制を確保してまいります。また、組織横断的な政策立案の体制として、本庁は国等の動向に注視するとともに、連絡会議等を活用し、福祉事業所における現場サイドでの課題などを共有することにより、地域の実情に即した政策立案を行うといった旨を追記したいと思います。保健センターも同様の対応を考えているものですから、そういった内容を考え方に盛り込みたいと思っております。

5番になります。資料2-1の11ページから12ページにかけての御意見です。自治会への負担が増すということで、自治会が不安になる原因は何と考えているかといった御意見です。

回答になります。区自治連会長との意見交換では、2層目の協議会の単位が多くなった場合、自治会が協議会の人選や会議への出席、地域からの相談といった業務を担うことになり、負担が増えることを懸念する声や、現在も各種委員の選任に対する苦勞の声を頂いているところです。

6番です。2-1の12ページになります。コミュニティ担当職員のところになりますが、正規職員2名体制について、現場の声や意見を十分に酌み、柔軟に対処すべきと考えるといった御意見です。

回答になります。再編後のコミュニティ担当職員は、従来業務に加え自治会等の会合への参加等、地域の御用聞きや役割や地域と2層目の協議会との橋渡し、サポートの役割を積極的に果たしていきます。正規職員2名体制は、こうした業務の量、質の増大を想定したもので、区自治連会長との意見交換会を通じて地域から強く求められているところでもあります。現場職員の声を反映することも必要ではありますが、地域コミュニティの維持発展を望む地域の期待に応えられるよう体制を整えることが重要と考えております。

7番です。ここは資料2-2になります。2ページのところです。市の考え方の欄のところですが、天竜浜名湖鉄道の新駅設置に取り組むべきであるといった御意見です。

回答となります。天竜浜名湖線は重要な公共交通機関であると認識しております。新駅を設置する場合、整備費などを当該自治体が負担することとなるため、候補地周辺の開発状況や地域住民、鉄道事業者などの意向を踏まえ、必要に応じて調査し検討してまいります。

8番です。資料2-2の14ページの上のほうになります。市の考え方のところで、文章の表現ですが、「生じないと考えています」とあるが、質問の不安を払拭する表現に変更できないかといったところです。こちらは御指摘のとおりで修正をしたいと考えておまして、「生じないと考えています」というところを「生じることはありません」といった表現に修正したいと考えております。

9番です。資料2-2の17ページの中ほどになります。これに対する回答は、ページが少し飛んで19ページに回答欄があるのですけれども、御意見の内容です。浜北副都心構想に関する御意見、17ページのところに対する御意見を頂いているのですけれども、19ページのところで、そこに対する回答が不足しているのではないかと御指摘です。

回答となります。市の考え方に内容を追加したいと考えております。追加する内容といたしましては、「副都心は浜松市が平成21年に浜北副都心構想を策定し位置づけたもので、再編後も変わるものではありません」といった内容で追記したいと考えております。

10番になります。資料2-2、45ページ中ほどになります。市の考え方の部分となりますが、こちらも表現について、「できることがあります」と曖昧な表現であるといった御指摘を頂いております。こちらも御指摘のとおりで修正をいたします。内容といたしましては、「構築できることがあります」といったところを「構築できます」といった表現に修正をいたします。

11番です。資料2-2の49ページの上のほうになります。市の考え方のところになるのですが、これまでの経緯を記載している中での表現となりますが、「全議員による投票を実施し」というところがありますが、そこは誤りではないかといった御意見です。

回答となります。投票は、賛成、反対の意思表示のほか、棄権行為も含めた意味合いで用いており、これまで議会だより特集号やパブリックコメントの参考資料においても同様に記載していることから、修正の必要はないと考えております。

12番です。資料2-2の63ページの上のほうになります。市の考え方は、中ほどにあるのですが、市民サービスの向上、向上とここの部分でおっしゃっているのが、現在もどこの区役所でもできるサービスというのがあって、そこを少し記載できないかといったような御意見です。

回答となります。こちらは市の考え方に内容を追記したいと思っております。内容といたしまして、現在、居住地域に関係なく戸籍、住民票の届出など一般的な手続を各区役所及び協働センターで済ませることができます。そういった内容を追記したいと思います。なお、こうした御意見もありまして、前回示しました資料3-3で主要市民サービスの一覧ということでお示ししているものでございます。

13番です。資料2-2、これはページがございませぬが、新市建設計画に掲載された協働センターの建設事業についても検討されたいといった御意見です。

回答となります。再編の協議の前提条件である市民サービスは低下させないに基づき、現在のサービス提供体制を維持することを基本としております。施設整備は、公共施設等総合管理計画などの個別計画において必要性を検討する中で進めてまいります。

13番までが資料2-1と2-2、これがパブコメの質問になります。

続きまして、14番からは資料が替わりまして、3-1、前回お示ししました組織図となっていきます。

14番です。資料3-1に関し、配置グループと職員配置人数の詳細ということです。

回答となります。資料3-1につきましては、グループの名称、配置人数などグループの編成は各所属長の権限で行うものであり、現時点で再編後のグループについて示すことは難しい状況です。なお、御要望の内容につきましては、先日、資料3-2の追加資料というものを提出させていただいておりまして、これが補完するものであると考えております。

15番です。B区の副区長についてのパブコメの回答では、今後の参考とされていましたが、組織図では設置するようになっており、そごが生じているのではないかといった御意見です。

回答となります。B区の副区長配置は、パブリックコメントと並行して区割り案決定に向けて市の考え方を提案する必要があると判断したこと、パブリックコメント資料には再編後の組織編成やポストについて具体的に示した項目はなかったことから、今後の参考としたものでございます。

16番と17番は併せて回答したいと考えておりますが、16番です。中山間地域を擁するB区に関しては、担当副市長の特命事項もあり、さらに副区長として行政センターに次長級管理職を配備することは、行

財政改革の目的に照らしてどのように考えるのか。一方で、17番になりますが、B区の行政センターに配置される副区長については、単独の副区長とするべきではないかといった御意見を頂いております。

16、17に関しまして一括して回答いたします。北行政センターに副区長を配置する理由は、次の3点と考えております。1つ目、B区は区再編により新たに設置する区であり、当該区域の発展や融和などの施策を推進していくことで、特に配慮する必要があること。これは、今回のパブコメ参考資料でも御指摘頂いているところです。2点目、北行政センター庁舎内に土木整備事務所が置かれ、災害対応など行政センターと土木部が連携した行政運営が重要となること。3点目、B区には中山間地域やそれに類する地域が含まれるが、これらの地域は主に北区であること。これらの点と、行財政改革の観点から、新たに人員を増やすことなく兼務で対応することとしています。

次に、18番になります。今の質問と関連することになるかと思いますが、区長の積極的なアウトリーチがあれば、行政センターに副区長は不要ではないか、区長のアウトリーチへの考えはということです。

回答となります。区長のアウトリーチについては、区域が広域となることを踏まえ、これまで以上に地域と顔が見える関係を築くことが重要だと考えており、協議会の開催場所や区長との面談場所を区役所に限らず、地域に出向き対応することを含め、積極的に行っていく考えです。

19番になります。こちら副区長の役割について何うということですか。現在、中区と天竜区は専任で、それ以外の5区の副区長が区振興課長と兼任である理由、そして、行政センター長の取扱い、副区長と行政センター長の経費の差という質問です。

回答です。副区長は区長を補佐し、区長に事故があった場合にその職務を代理する役割を担うものがあります。現在、中区と天竜区の副区長が専任で、他の5区の副区長は区振興課長と兼任であります。これは事務の取扱件数や所管区域の面積など、業務量を考慮したものであります。また、職位として、副区長は本庁の次長クラス、行政センター長は区の課長クラスと考えております。経費に関する部分ですが、管理職手当の月額で言いますと、次長は8万2200円、区の課長は6万2300円で、月額の差としては1万9900円となっております。

20番です。副区長に関し、西行政センターには一人のセンター長事務取扱の副区長を設置することは検討できないかといった御意見です。

回答となります。A区につきましては、都市部を核とした地域性を踏まえて、単独の副区長1名の配置を想定しております。

21番です。現在の飯田サービスセンターは、再編後は南行政センターの管轄になるのかといった質問です。

回答です。現在、南区役所の所管であります飯田サービスセンターは、再編後、南行政センターの所管となります。こちらは、今日の冒頭で配付しました21番に関わる追加資料で、右上にナンバー21、資料3-2追加資料修正といったものがございます。これは先日、資料3-2追加資料として配付したのですが、6ページの部分で、現在の南区役所、南行政センターになるところですが、表の下の庁舎外という欄がございます。ここが、配付済みのものは第2種協働センターとしてまとめて表示していたのですが、市民サービスセンターを切り分けることが正しかったものですから、人数の合計として変更はありませんが、市民サービスセンターと第2種協働センターに表を分けたもので、修正版ということになります。

続きまして、22番になります。コミュニティ担当職員2名が協働センターに配置される予定ですが、協働センターを兼ねている行政センターへの配置はどうなるのかといった質問です。この協働センター

を兼ねている行政センターということで、現在、北区役所内に設置している細江協働センターのことかと推察しますが、ほかの協働センターと同じく、再編後はコミュニティ担当職員1名の増員を提案しているところです。22番までが資料3-1の組織図に関する質問となります。

続きまして、23番です。ここから資料3-2の職員数の資料に関する質問となります。23番です。正規職員81名削減とあるが、削減後の事務職系と専門職系の割合、また、安定確保に向けた中長期的な計画はといった御質問です。

回答となります。市の職員数については、現状、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする定員適正化計画に基づき、毎年度、各部長とヒアリングを実施した上で必要な数を確保しております。区の再編に当たっても、市民サービス提供に必要な職員数を確保していくものとし、このため削減する職員数は、組織の統合による管理職の減と内部事務の集約等のスケールメリットによるものであります。職種ごとの職員数を算定することは難しいため、削減後の職種割合について具体的な数字を示すことはできませんが、市民サービス提供に係る専門職を減らすものではございません。また、土木整備事務所に係る職員数の総数についても変更はありません。

24番です。81名の削減について、その根拠を伺うというものです。

回答です。81人の削減の内訳としまして、区長、課長等の管理職の削減で31人、内部事務の集約等による削減で50人を見込んだものでございます。再編後の職員数は、グループごとではなく、各事務事業ごとに必要な人工の合計値により算出したものです。

25番です。各行政センターのグループが1つとなっているが、様々な業務の担当者をどのように振り分けていくのかといった御質問です。

回答です。グループの名称、配置人数など、グループの編成は各所属長の権限で行うものであります。行政センターのグループは1つとは限らず、各行政センターの所長が各行政センターの状況に合わせてグループの数や名称、業務内容、人数を決めていきます。

26番です。福祉事業所職員数について、A区は4名減、B区は15名減になっているが、その根拠ということですが。

回答です。A区は管理職で5名減、管理職以外の1名増で計4名減、B区は管理職で4名減、管理職以外で11名減の計15名の減です。三方原地区が中区に移管されること、内部事務の集約も踏まえた人員配置とした結果、A区とB区でそれぞれ示した職員数となっております。

27番です。コミュニティ担当職員について、再任用職員の正規職員化を図るとされていたはずだが、数値には反映されていないが、再任用のままという判断かという御質問です。

回答です。コミュニティ担当職員は正規職員2名の体制とするものです。

28番です。職員数は減となり、資料の今度は3-3との比較となりますが、サービスは全て可能ということで、これらの整合性は取れているのかといった質問です。

回答です。職員数の減は組織の統合に伴う区長や各課長などの管理職の削減や内部事務を集約することによるものであり、市民サービス提供に係る職員数は減らさないことから、資料として整合性を取れていると考えています。

29番です。29番は、資料の3-3主要市民サービス一覧です。こちらの裏面の一番下のところになるかと思いますが、天竜区の方が公園管理事務所に係る手続に関し、遠距離で苦勞していると。現状維持なのか、新たに受付等のサービス向上はあるのかといった御質問です。

この主要市民サービス一覧に載せているものとして、回答になりますが、公園の占用等の許可申請と

いうことで掲載しておりますが、こちらにつきましては、各公園を管轄する公園管理事務所が受付をしております。ただ、各種手続につきましては、メール、ファクス、郵送、もちろん電話での対応もしておりますので、再編後も同様に対応していくものと考えております。

30番です。こちら30番から32番までは資料3-4、土木に関する質問となります。出先グループに中規模要望の対応まで可能にすることにより、職員の分散化が懸念され、事業スピードが減速するようと思われるがどうかと、また、人員配置をどのように考えているかといった質問です。

回答です。地域を所管する出先グループが中規模要望事業を実施することで、詳細に地域や住民のニーズを把握し、早期にサービスを提供できると考えております。人員につきましては、道路や河川の管理延長、許認可の申請件数、災害発生時の現場即応性等を勘案して配置しております。

31番です。出先グループの浜北区役所での施策事業は要らないと考えるが、どうかといった質問です。

回答です。浜北地域の出先グループは、今後も天竜浜松線や細江浜北線、美菌線、浜北中央北土地区画整理事業に合わせた本通り線等の道路改良、五反田川や西中瀬川等の河川改良など、施策事業を実施する必要があるため、用地買収や物件補償等を行う職員を配置しているものです。

32番です。Bの土木整備事務所に関しまして、都田地区の方が現在の担当の事務所よりも距離が遠くなるので、アウトリーチの検討をしてはどうかといった質問です。

回答となります。地元の自治会連合会等が希望する場合は、協働センター等を利用した要望等の受付に対応してまいります。

33番です。ここは資料が替わりまして、資料3-5の防災に関わるものです。防災体制における区政担当副市長の位置づけや役割はどのように考えているか。

回答です。区政担当副市長の災害対策本部の体制における位置づけは、現在の副市長の位置づけと同じ副本部長となります。副本部長の役割は、本部長、市長であります。本部長を補佐し、本部長に事故があったときはその職務を代理するものです。区政担当副市長は、区本部が行う災害応急対策の総合調整を担うこととなります。

34番です。防災、災害時の行政センターの役割として具体的に示した上で、区役所との連携について、イメージだけでなく記載できないかといった御意見です。

回答です。御指摘を踏まえまして、具体的な役割を資料3-5に追記したいと思います。記載内容のイメージとしましては、例えば区本部の事務として、区内の被害状況等の把握、市本部への報告、区内の避難所の設置、運営状況の把握、本庁各部が実施する災害応急体策への連携、協力、地域本部の災害応急体策への支援等、また、地域本部につきましても、同様に役割を追記したいと思います。

35番です。区本部と地域本部での対応能力及び対応権限はどのように考えているかといった御質問です。

回答です。区、地域内の避難所運営支援や被害情報収集等の対応能力につきましては、区本部と地域本部とでは差はございません。対応権限につきましては、避難情報の発令の場合、現在ですと区長、第1種協働センター長が発令できるようになっておりますが、区再編後においても、現状と同様に区長、行政センター長、支所長に与えられるとしております。

冒頭申し上げました(1)、(2)に関する質問がこの35番までとなりますが、続きまして、質問項目の最後の8ページを御覧いただきたいと思っております。64番から69番となります。64番から69番につきましては、これまで議会において協議、決定いただいたものでありまして、回答は控えさせていただきたいと思っております。

説明は以上となります。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。26日正午締切りで1日半しかたっていませんが、本当に御苦労さまでした。

冒頭申し上げたように、口頭での回答ですのでね、なかなか皆さん、うまくのみ込めないところが多々あったとは思いますが、各会派の質問についてはそれなりに理解していただけたかと思っています。

質疑のある方は御発言をお願いしたいのですが、まず、酒井委員、最後のところで嶋津副本部長がおっしゃった共産党さんからの回答は控えさせていただきます、ということでしたが、その点はよろしいでしょうか。

○酒井豊美委員 会派からの質問項目でありますので、会派の会議の中で細かな点から、担当課に関わることから、ここに書かれた64から69、さらにはその前段で回答いただいたところまで提出をいたしました。議会事務局との話も前段にはありましたが、こういうことで聞いておきます。

○高林修委員長 回答がないということについては、了解をいただいたということでもよろしいですか。

○酒井豊美委員 不満は残りますが、現状ではお伺いしたということにしておきます。

○高林修委員長 割合、穏やかに収めていただきたいので、あまり僕も言いたくはありませんが、前回の委員会の中で、この質問については、そもそも論とか後戻りはやめていただきたいと申し上げていますので、私から見てもこの質問についてはいかがなものかと思っていますので、御理解いただいたと解釈いたします。

それでは、質疑のある方は御発言をお願いしたいのですが、まずナンバーをおっしゃっていただきます。質問が始まってからは、関連の質問を優先しますので、できれば関連質問ですとおっしゃっていただければありがたいです。

それでは、質疑・意見を求めます。口頭での回答ですのでね、再確認でも結構です。

○稲葉大輔委員 5番の質問に対する回答です。自治会が不安になる原因が何かということに対して、負担が増えることが不安という回答がありました。確かにそういうことはあるのかもしれませんが、恐らくこの質問の意図として、市民の声、住民の声が届かなくなることのほうが不安なのではないかと思うのですが、そういった解釈にはなっていないのでしょうか。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） この御意見は、自治連の会長さんとの意見交換の中、パブリックコメントの説明をした際に出たお話でした。そのときに会長さんからあった回答としてはこういったことで、自治会の負担が増えることによって、自治会の役員の成り手が減ってしまう。そうすると、自治会の運営そのものが成り立たなくなってくるという御趣旨で発言がありましたので、それに沿って、負担が増えることに対して不安があるという回答をさせていただきました。

○高林修委員長 稲葉委員。当局の考え方はそういうことで。

○稲葉大輔委員 そうですね。ちょっと後で考えます。

○高林修委員長 稲葉委員、前も申し上げたように、26日締切りの質問で一切終わるわけではありませので、今の当局の回答を踏まえて、もう一度、質問の形を考えてもらえばいいと思っています。その負担の意味合いが、確かに共通理解がないかもしれないので、それはそれで結構です。

○加茂俊武委員 関連です。これは区自治会連合会の会長の意見だと思います。ですので、各単位自治会の方々の不安の声は、業務が増えるのではないかということとは少し違うと思うので、また今後も説明をする上で、区の自治会連合会の会長からしっかりと50の単位自治会へ下ろしていただき、その時の声がまさしく自治会の不安だということをもう一度考えていただきたいと思います。

○高林修委員長 意見でよろしいですか。

○加茂俊武委員 意見で結構です。また質問の機会はあると委員長、言ってくれましたよね。

○高林修委員長 はい。ほかはいかがですか。

○小野田康弘委員 21番の現飯田サービスセンターが南区の管轄かという質問がありましたけれども、これは裏がありまして、現在、飯田地区の協働センターの管轄は東部協働センターになっております。そこで今、中区の東部協働センターのコミュニティ担当職員が飯田地区を見ているということで、後ほどの協議会の中に関係してくるのですけれども、飯田地区は南区の協議会になっているものですから、コミ担が出てこないという不安があります。そこら辺の整理は今後どうしていくのかということで、質問の裏にこういう現状があるためお聞きしたいのですけれども。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 後ほど、協議会の体制の中でも同様の答えを用意しているところですが、各協働センターにはコミュニティ担当職員がおります。そして、今後、区役所、行政センターにはコミュニティ担当職員を総括するエリアマネージャーがこれまでと同様に置かれていきます。今度、A区の中でコミュニティ担当職員が各行政センターエリアでやってきたものを全てエリアマネージャー同士で共有して、それがまたコミュニティ担当職員へ共有されていくという流れが当然できていくものですし、これからつくっていくということで考えておりますので、この件は今の完全に区がまたいでいるという状況より改善されるものと考えております。

○小野田康弘委員 協議会の関わりというところで、どういう線引きするのかというところをしっかり示していただければ、住民にとっても分かりやすいと思いますので、この点はよろしくお願いします。

○加茂俊武委員 まず26番、福祉職員の減の根拠を示していただきましたけれど、管理職の減が何人かあるのだけれども、その管理職というのは、専門的知識を持つ職員というか、福祉の専門家ではないということでもよろしいですか、一般事務扱いというか。23番で、専門職を減らすものではないと、これは土木職員について言っているのだけれども、その辺の管理職の扱いは私もよく分からないので教えてください。

○総務部次長（人事課長） 今御指摘を頂きました管理職の職種につきましては、業務内容に応じて必要であればそういった配置もしますけれども、必ずしも事務職でなければならないですとか、保健師でなければならないというような現状での職種はないと認識をしております。したがって、事務職の後には事務職ですとか、保健師の後には保健師というような決まりは特にございません。

○加茂俊武委員 とすると、この予定されている管理職の中に、もしかすると社労士の資格を持っている、専門的知識を要する人がいる、ケースワーカーの専門的な方がいるとか、保健師も今まで現場も支えてきたというような方がいる可能性があるのですよね。それは分けて削減するという解釈でいいですか。

○総務部次長（人事課長） 現状では、例えば専門職である管理職を減らすとか、その精緻な確認はしておりませんが、先ほども申し上げました定員適正化計画で必要な職種につきましてはしっかり把握をしておりますので、その方が必ずしも専門職でなければならないということではなく、その業務に携わる専門職が何人いるかということで職員の配置を行っております。

○加茂俊武委員 言っていることは分かるのだけれども、それがイコール本当に専門的知識を持つ職員さんが現場からいなくなるのかという不安はあるので、管理職を減らすとすれば、そういう資格がない方を減らしていくことが、専門職を減らすものではないということにつながるのかと思っています。

続けていいですか。グループについて示してくれということで、前回の委員会では所属長が決めるものであるということを書いていただいて、その中で逆に福祉に関してはグループを示していただいたということで、これは評価をします。ただ、25番の行政センター内の事務分掌というか……、業務をやる中である程度事前にグループはできているべきだと思っています。それで、各行政センターが色々な形、グループが違う可能性があるということに関しては、逆に不安なのですけれども、その辺はどうですか、そういう事例はあるのでしょうか。

○総務部次長（人事課長） 委員御指摘のとおり、それぞれの行政センターで業務の効率的な執行に対応できるということであれば、数にこだわりはございませんし、一人の職員が主の業務と従の業務ということで、複数の業務に携わるということは想定しております。

○加茂俊武委員 そうすると、やはり行政センター長という職種、職務というのは非常に重くなる。三十数名の職員を抱えて、自らがグループを決めてグループ長を指名するという非常に重要な役割を担うということになりますので、ぜひその辺はしっかりと、行政センター長の職務は重いものであるというところを理解していただきたいと思います。

○高林修委員長 各会派から質問されていますので、できれば会派なりに質疑をしてもらえと思いますが、いかがでしょうか。

○松下正行委員 3ページの20番ですが、回答としては、A区の副区長は単独とするとお聞きしました。これは資料の中にこれを落とすということとはできないですか。

○区再編推進事業本部副本部長 資料3-1の裏面の米印で載っているところに対してかと思います。今、A区のところは横棒になっていますので、御意見を頂きましたので、それを踏まえて、こちらに何らかの表現ができるかというのは考えさせていただきたいと思います。

○岩田邦泰委員 副区長のところの話ですが、うちのところだと15、16になってきます。引き続いて17番に自民さんからも副区長の役割ということで書かれていて、特に16、17のところは一括でお答えを頂きました。初めに上げられた3点のB区の特徴と言いますか、事情、その中でB区の融和などは特に気配りが必要ではないかという話があったかと思うのですけれども、普通に考えて、適任者がそこに置かれるということは、逆に融和よりは壁ができるのかと私は思ってしまうのですよ。区長と副区長が別々のところにおいて、どういう役割で融和をしていくのかというイメージを教えていただけたらと思います。

○区再編推進事業本部副本部長 B区に関しましては、現在提案させていただいているものは、事務取扱として2名を置くと。一方でA区に関しましては専任と言いますか、単独で置くといったところです。先ほど御回答し、岩田委員も御指摘のとおり3点のB区の特性を踏まえて、A区とは違う形が必要ではないかというところでの判断を当局として現在の提案をさせていただいているところです。今、御指摘頂きました人がいることによって逆に壁ができるのではないかということに関しましては、区長のアウトリーチの部分もつながってくるかと思いますが、これによって、例えば副区長がいるからアウトリーチしなくなるとか、特にそれを阻害するものではなくて、デジタルの力も借りて区長は現在よりもっとアウトリーチすることが見込まれますので、そういったことで融和を図っていけないかと思っております。

○岩田邦泰委員 ちょうど区長のアウトリーチの話は、18番のことで関連して言うていただきました。ここで書いてあるのは、結局、区長のアウトリーチがあれば副区長不要と私は意見してきましたので、先にお答えいただいたと思うのですけれども、副区長がいたとしても、区長は積極的にアウトリーチをしていくということです。この区長のアウトリーチは、本当に今回の区再編の中で非常に重要だと思っ

ていますし、全然うちの地域には来てくれないということがあると、やはり広域になったことでマインド的なサービスは下がってしまうと思うものですから、もっとこれまで以上にしっかりとやっていただければなど改めて思います。

それで、副区長のところに一旦戻るのですけれども、行財政改革を進める上でこの区再編を始めているというのは、大前提だと私は思っている中で、それでも給料が多い人がさらに……、17番の自民さんの意見だと、もう一人置いてほしいとなっているかと思うのですが、そうではなくて、月で大体2万円ぐらいの差額が出るけれども、一人でやるといったことかと思えます。ほかの地域では、課長級が行政センター長をしっかりとできるという形を取っていく中では、暫定的に置いて、市がやりやすいように変えていくというのが本来の筋だと思うので、未来永劫置かれるわけではないと理解していますが、そういう発想でいいのですか。

○山名副市長 組織ですけれども、今回、区の再編ということでこういう形で今お示しさせていただきました。今の時点で私どもとしては、皆さんからの御意見も伺う中で、これが最適であろうということで出させていただきました。

ただ、組織というのは未来永劫続くものではございませんので、その都度、これは今までもやってきたとおりでございますので、必要に応じて変えていく必要があるかと思っております。

○岩田邦泰委員 再編をやる中で、最初にこれを置いて考えるということで、今の副市長からの話もありましたので、理解したいと思えます。

○高林修委員長 副区長に関連して何かありますか。

○加茂俊武委員 特別委員会として配慮すべき事項というものをパブリックコメントの中で載せて、副区長を置いていただいたと理解しています。本当にそれはありがたいことです。さらに言うなら、行財政改革も大切ですが、市民感情といったものを大切にしないと、市民協働は本当にできないと思うので、私としては、行政センター長と副区長と置いていただきたいと思っています。回答は、置かないということでありますので、これは決定までにまた考えます。私としては、行政センター管轄が大変広いということで、そのぐらいの配慮をいただいても十分いいのではないかと思います。意見で言っておきます。

○高林修委員長 副区長に関連してほかに御質疑のある方。山名副市長の御発言は重いものだと思いますので、それも踏まえまして、何か副区長について御発言のある方。よろしいですか。

○太田康隆委員 今回、B区で落ち着いた経過というのは、北区であった中で、B区に残った引佐3町、都田、その辺に配慮してあげるといことは、これは本当にやっていけないとですね、住民感情が収まっていけないということもあると思えます。それから、先ほど3つ説明していただいたB区に副区長を置く理由はもっともだと思います。それで、加茂委員が触れられた広さで言いますと、B区全体は346平方キロです。浜北区が66平方キロでしたので、280平方キロが旧浜北を除くB区なのですね。280平方キロというのは、A区は268平方キロですから、物理的にA区よりもちょっと広いぐらい。ほぼ同等なところなのですよ、北区の残ったところというのがね。ですので、旧浜北区を除くB区については、やはり物理的に広大な地域に天竜と似たような状況の集落が散在していたりする、中山間地域的な課題が残っているということからすると、そこを網羅し統轄的に見ていただく方が一人、これは組織図からしたら、区直轄になっていくわけですが、それぞれ北行政センター、引佐支所、三ヶ日支所も区からの直轄ですが、区長の命を受けた副区長がそこにもいるということは大事だと思いますので、そこは理解してあげていただきたいと私からもお願いしておきます。

○**稲葉大輔委員** B区の話は何となく分かったのですが、先ほどは西行政センターの話も幾つか出ていまして、同じ考え方でいくと舞阪支所は1種で単独ですから、西行政センターのセンター長は舞阪のことについては一切関わらないという立てつけになるということではないでしょうか。

○**区再編推進事業本部副本部長** そのとおりとなります。

○**稲葉大輔委員** そういうことですね。それでいいかどうかまだ分かりませんが、一応、今は承っておきます。

○**加茂俊武委員** この後、エリアマネージャーとか、多分そこら辺の回答が出ると思うので、そのときにエリアマネージャーがどこを統括するのかというのが後で話出ますかね。

○**高林修委員長** そのときでもいいと思いますけれども。

○**加茂俊武委員** それにも大きく関わってくると思っていて、A区のエリアマネージャーが舞阪のエリアを務めるとかね、そういうことになる可能性も出てきてしまうので、その辺がどうなるのか……。

○**太田康隆委員** パブコメ対応全般についてお願いをしておきたいと思っておりますけれども、資料2-2を読ませていただきました。792件ある意見を、あるものは2つ、3つを1つに集約したりしています。その際、これは別々の意見として取り扱ったほうがいいのではないかと感じるものもあつたりします。それから、当局の考え方を示していただき大変苦労されているなどは感じますが、これまでもパブコメについては、市民の皆さんからの意見として、丁寧にに対応していきますと言っていますので、ぜひグレードの上がるものであれば、表現とか修正すべきものは修正して対応していただきたいと思っておりますので、それをお願いしておきたいと思っております。

○**松下正行委員** うちの会派で質問した28番の件ですが、先ほど回答を伺いました。そういう回答が出るなと思って質問したわけですが、これが何と言うのでしょうか、言葉では分からないような意味合いというのを聞いたかったわけです。要は、現行の市職員の数を全体で81名減らすと言われていて、片方で市民サービスは低下をさせないと言っていますが、ここの不安というのが現実になかなか解消されないわけです。多分、市民への説明会のときにもあつたと思うのですが、窓口業務の人は減らさないということですが、一人一人の職員の資質というかモチベーションといいますか、そういうものが必ず凸凹があるわけです。なので、要はロボットに油を入れれば全く同じことをするというのではなく、窓口職員も人間ですので、本当に同じようなサービスができるのかといたら、そこはクエスチョンだと私は感じたので、こういう質問をさせていただきました。

言葉尻とか口頭で言うときの趣旨で、本当に大丈夫かなというところがあるわけで、それを少しでも払拭するために例えばデジタルでこういうことをやりますとか、具体的に出てきて市民の皆さんが初めてそこが補完されるのだなど、不安が少しでも解消できるような、いろいろな資料提示とか具体的な内容を提示してほしいと、そういう意味合いを込めてここは質問させていただいています。今、回答をと言ってもできないと思うので、そうしたことをしっかり踏まえて今後はぜひとも説明をお願いしたいと思います。意見です。

○**高林修委員長** 28番の質問とそれに対する当局のやり取りは、若干そもそも論に近くて、水かけ論になりそうな話だと思うのですよ。これからの協議の中でも、ここの部分についてはなかなか委員の皆さんも、市民の皆さんも納得はいかないところはあるのでしょうか。今現在では、当局はこういう回答しかないだろうと思いますが、今、松下委員がおっしゃった、もう少し納得感があるような資料提供については、少しお考えはあるのでしょうか。

○**山名副市長** これはしっかり申し上げて、再編の中の課題ですよ。今まで委員会の中でも御指摘を

頂きまして、また前回はデジタルの説明、これからの在り方についても御説明させていただきました。ただ、具体的なところまではまだまとまってございませんので、これは課題として、しっかり私どもも受け止めて、少しでも不安払拭が図れるようにしていくと、今はこういうお答えで、申し訳ございません。

○高林修委員長 今日、危機管理課、福祉総務課、健康増進課、子育て支援課、道路企画課の皆さんが後ろで今か今かと待ち構えていると思うのですけれども、(1)と(2)について、一定の結論が出れば御退席いただくこととなり、せっかくいらっしゃるので、今日は長丁場を覚悟していますので何かあれば聞いていただきたいと思います。回答をお聞きになって納得しましたという御発言でもいいと思いますので。それはそれで話が前に進むのであれば、御質疑いただきたいと思います。

○太田康隆委員 合併のときもそうでした、政令市移行のときもそうでした。取りあえずそのときに最善だと思われる方法でスタートして、スタートしながらいろいろな不具合を修正してくと。ですから、合併後、あるいは政令市移行後の10年ぐらい、10年は極端ですが、七、八年で行政の組織というのは毎年修正していくぐらいのことだろうと思います。ですから、今、完璧だと思われるものはなかなか難しいと思うので、ぜひ、組織の在り方は、当局の専権事項でもありますので、いい方法を考えていただいて、また修正してくと。それに迅速に対応していくということで私たちは理解していますので、我々は了とすることです。

○酒井豊美委員 防災体制ということも言われたので、正規職員の実数が81名減る方向性ということで、危機管理課としては解決しなければならない課題とか不安とか、具体的に避難所を開設しなければならないということに対するマイナス要素をクリアできるかどうか、率直に聞いておきたいと思います。

○危機管理監代理（危機管理課長） 職員81名減ということですが、市の危機管理体制として、業務継続計画というものをつくっております。避難所については必要数を確保するというので、マイナス要素はありません。では81名の減った分をどうするかというのは、非常時の優先業務というものを絞って、本当に継続していかなければならない業務を考えた上で、災害の応急対策業務へ人数を回すという形で対応していきたいと思っています。

○酒井豊美委員 そのようにお答えは頂きましたけれども、避難所の開設について、マイナス要素がないとはとても思えないということが会派の意見交換の中で出されていますし、実際に職員がフル活動している中での発災というところでは、きちりとした計画があるとは思いますが、新たな想定の中で、その辺も出していく必要があるとすると、我々が考えるにはマイナス要素が非常に大きいのではないですか。

あるいは、遠方に出向いて避難所を開設するということに対しては、そこに到達できないのではないかと、ふれあいセンター長も不安を申ししておりました。そういうことで、やはり精査をして踏み込んで計画立てていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○危機管理監 災害時における対応としまして、各区においては、区内の被災状況の把握、それから、各関係部署との連絡調整、避難所の運営支援、こうしたものを主に業務として担います。この区の応急対策に当たる職員は、基本的には再編後においては区役所、行政センター、支所の中で働く職員のうち、直ちに応急対策に取り組む土木を除いた職員が基本的に当たることを想定しております。

また、避難所運営については、居所、職員の住まいを優先的に鑑みまして、できるだけ近い職員を配置することとしておりまして、これらの考え方は区の再編にかかわらず、現状の対応と再編後の対応というのは基本的に同じかと思っています。ですので、被災の状況、場所、程度によってなかなか想定

は難しいのですが、万が一、職員が参集できないというような状況になれば、区、本庁から職員を直ちに応援に回すなどの対応をする中で適切に応急対応をしていきます。

○酒井豊美委員 実際にある事例では、台風のときにまだ出勤前で自宅から駆けつけなければいけないけれども、道中で倒木あり、落石あり、そういう状況で、所属長に確認を入れたところ、とにかく来いということで手持ちの道具で切り開けて駆けつけたという状況も直接聞いております。本当に厳しい環境の中で職員の皆さんが頑張っておられることは分かります。ですから、想定をもっと具体化してやっていくと。さらに今度の区の再編の中では81名減でありますので、しっかりできるのかどうか不安が大きいと思います。意見です。

○高林修委員長 ほかはいかがでしょうか。

○岩田邦泰委員 先ほど太田康隆委員がおっしゃった走りながら考えるというのは当然のことだと私も思っています。ですので、今ある最善を求めて、これでまずやってみて、違っていたら変えていく。これは民間だと当たり前やらなければいけない話ですけど、1個だけ注文つけさせていただきますと、これは考え方を変えなければいけないとか、このままいくとかというところの道筋というか、何かしらの決め事はつくっておかないと、結局、考えるときに何となくいいだとか、何となくやめたほうがみたいな話になるのはおかしいと思うものだから、そういうところも踏まえていただければ幸いかと思っておりますので、意見として申し上げます。

○加茂俊武委員 今の想定のお話で、私もある程度はするのだけれども、例えば岩田委員のこんなことがあったらみたいな想像するものは、例えば1個ぐらい……、委員間討議になりますか、僕の意見と合っているかもしれないので、教えていただきたいです。

○高林修委員長 いろいろなケースを想定してということでしょう。

○岩田邦泰委員 具体的にというとなかなか難しいです。ただ、目に見えないサービスの低下をさせないという部分で言えば、何件苦情が来たからこれはやめましょうよ、という話でもないと思うのです。そのサービスのやり方に対して、どういう体制で臨むべきだったのかというのを改めて考えるときに、ベクトルでもいいのですけれども、太い幹があってこの方向に行きましょうということに照らして、今回の体制はどうだったのかと考えられるようなものが必要ではないかということです。多分、いろいろと計画するときには何かしらベクトルを書いてどうのという話は出てくると思うのですけれど……。うまい言葉がちょっと見つからないですね、すみません。

○加茂俊武委員 私が懸念することは、新体制になって例えば福祉サービスは基本的にはここでやりますよといっても、現行どこの区役所、第1種協働センターでもできる業務があるので、行政需要が本当に読みにくいと思うのです。例えば、三方原の方々は中区役所へ行くだろうと想定していても、行政センターへ来てしまうとか。都田の方々は、車で行くから浜北区役所へ行こうというようなことが当初に起きると思うのです。基本的に福祉でいうと、生活保護だけは居住区でないと駄目なので、確実に三方原の方々はA区役所のケースワーカーさんが管轄というのは間違いないと思うのだけれども、そのほかの手続きは本当に読めないと思います。だから、そういった部分も1か月ぐらいいたら、行政需要が全然違ったというときに、すぐ柔軟に対応できるとか。それが一つ、福祉事業所にした利点だと思っているので、その辺はしっかりとどのぐらいで検証していくのかは把握する必要があるのかと思います。

マイナンバーにしても多分、A区役所にどんと届くと思うので、それをどういうふうに行政センターへ配達していくのか。それも業務委託していくのか。その辺も多分これからやってみて、いろいろな問題があると思いますし、そういう想定をしておく必要はあると思います。まだ2年ぐらいあるので、い

ろんな想定をを考えておくということが大事だと思います。

○齋藤和志委員 恐らく、岩田委員が言われたのは、組織としての戦略性を持ってそれが達成するか、されないのか、そうしたら、それを見直して常に柔軟な組織にしたほうがいいのではないかということによろしいですね。ということになれば、組織がどういう目的でやっていくのかっていうのは、戦略計画や分野計画もあると思うのですよ。そういうことをやりながら、区の再編の目的に合ったことが本当にこの組織でいいのかどうなのか。それから、与えられたことがちゃんと達成されるのか、されないとするならば、何を変えていくのか。これは、私が見る限りはパブリックコメントの中にもそのところは柔軟に対応していくとなっているものですから、そういったものは、多分、民間でも行政でも同じように目的を持って、組織を運営していくと捉えているのですけれども、そういう考え方でよろしいですね。

○山名副市長 今のお話ですと、実際に既存の業務のボリュームのお話だとか、あるいは新たな制度によって行政需要が増えたものだとか、いろいろなものがあるかと思います。齋藤委員がおっしゃるように、政策としては、戦略計画等、様々な計画に基づいて進めていきますし、例えばワクチンの話では、急な需要増により、業務応援の中でやっていくということもございますので、それについては基準というよりも、その事情に応じて行っておりますので、これは今後もずっと必要かと思っています。

○関イチロー副委員長 今のお話の中で1つだけ確認しておきたいのですけれども、転ばぬ先のつえを一生懸命にするのもなかなか大変なところもあり、例えば現場でちょっと人が足りないとか、このやり方は変えるべきだという場合の、現場に一番近いところの判断は誰がするのですか。人数について言えば、当然、総務のお仕事になりますけれども、それは総務からは見えないときがありますよね。そうしたときに、現場に近いところの行政センターであったり、区役所であったりというときに、今のこの業務、これでは回らないなど。今のコロナの対応でも、応援に行ったりはしていますけれども、あれは一時的なものだと解釈していますが、その一時的も含めて今まではこの人数でやってきたけれど、もう一人必要かもしれない。逆に言えば、このメンバーの中からこっち側へ移したいとか、手続上のルート、やり方、そういうものを誰が判断して、本庁のどういうところへつなげるのかという、その道筋を教えてください。

○総務部長 ただいまのお話ですが、現状もそうですけれども、大前提としては定員適正化計画といって業務量に応じた職員の配置、あるいは職員の人数ということで把握をしております。今のお話で、例えば区単位であれば、区長に区内でのフレキシブルな人員配置についてはある程度お任せしてある部分がありますから、その時点、その時点において需要の変化がありますから、そういったものには対応はできるようにしています。

それから、年度間、あるいはある程度長いスパンの中では、定員適正化計画というものを目標としてやっておりますけれど、毎年毎年、総務と各部局とのヒアリングも行っておりますので、それは課単位で人事課ともやりますし、それから部局長単位で私と毎年ヒアリングをさせていただいているので、そういった中で微調整というのは当然させていただくことを考えております。

○高林修委員長 岩田委員、先ほどの齋藤委員の発言と山名副市長の発言について、きちんと議事録に残したいのでお言葉を頂きたいと思います。

○岩田邦泰委員 齋藤委員のお話は非常に説明上手だなと思って、ありがたいなと思っています。

おっしゃるとおりだし、今回再編していく中でいろいろな組織を見直すという部分もあったので、各部門でやると、結局、部分部分が最適だといったところが全体で見るとどうかという、全体最適か部分

最適かみたいな話も出てくると思います。

今回は、区の再編ということでやり方をいろいろなことで変えていこうという、俯瞰して全体を見る形で議論をしているので、部分部分だけがいいというだけでは駄目なのだろうと思いつつ、齋藤委員のお話は聞かせていただいております。

山名副市長がおっしゃる話の中でもあったと思いますけども、お答えいただいた内容に関しては現状そうだろうなという感じでは腑に落ちるとするか、腹に落ちるとするか、そういった形でございますので、大丈夫です。よろしくお祈りいたします。

○高林修委員長 ありがとうございます。

それではですね、(1)のパブリック・コメント結果及び市の考え方については、次回、内容確認の上、了承することといたします。また、(2)区及び主要組織の組織編成、職員配置についても、次回、内容確認の上、了承することといたします。

先ほど申し上げたように、せっかく来ていただいた危機管理課、福祉総務課、健康増進課、子育て支援課、道路企画課の皆さんは、ここで御退席ですが、当特別委員会になかなか御出席されなかった所管の皆さんですけれども、今日、当局と委員のやり取りをお聞きになっていただいて、区再編の議論について多少肌で感じていただけたと思いますので、今後いろいろな場面でお祈りすることもあるかと思っておりますので何とぞよろしくお祈りいたします。

今、ちょうど3時になり1時間半たちましたので、一旦休憩します。3時15分に再開いたします。

15:00

[休憩 (15:00~15:15)]

15:15

(3) 区再編後の協議会体制について

○高林修委員長 続きまして、協議事項(3)区再編後の協議会体制に関するこの質問項目について、当局から回答をお願いいたします。

○市民部次長(市民協働・地域政策課長) 資料は先ほどの続き、4ページのナンバー36からになります。全て協議会のあり方ということでの項目になります。

まず、36番、地域提案に対する市側の対応の実効性を担保することということで、現在、協議会の中で地域提案が上がったときに市側から書面で回答がなされて、それを区の職員が読み上げるという形での対応という事例がある。こうした事例はもう少し何とかならないかというような内容です。

回答としましては、口頭か書面かといった回答方法に関係なく、市と区協がしっかりと意思疎通を図る方策が必要だと考えています。お互いに議事録をしっかりと確認する、必要な情報交換をするということをやって、しっかりと意思疎通を図っていくべきであると認識しています。あと、場合によっては、オンラインにより本庁が区協議会へ出席するということも検討をしております。

続いて、37番です。コミュニティ担当職員の重要性にフォーカスが向いていますが、コミュニティ担当職員以外の全ての職員が同じ市民への思いを持って職務に当たることが重要ではないかというような内容です。

回答です。御意見のとおりです。コミ担だけでなく、全ての職員が市民への意識をしっかりと持って職務を遂行することが大切であると感じております。

38番です。3点あります。エリアマネージャーとコミュニティ担当職員の連携とすみ分けについて。それから、それら職員の質的向上について。それから、専門的知識を有する担当部局の職員の出席が必要な場合、区協においてどう対応されるかということです。

まず1つ目です。エリアマネージャーは、各層の協議会の運営側の一人として進行をサポートいたします。コミュニティ担当職員は、地域の様々な団体の会合へ出席をしたり、日常業務を通じて地域の課題を把握したり、また、2層目の協議会へ出席をして、委員の発言をサポートいたします。こうして、地域でコミュニティ担当職員がつかんだ課題を、日々連絡を取り合っているエリアマネージャーが協議会の体制の中で受けるということができていくということです。こうした職員の資質の向上については、活動の道筋を示しましたコミュニティ担当職員ハンドブックの中でどんなことをやっていったらいいかというようなことをしっかりと把握するという、それから、優良事業に取り組んでいる先進地に職員を送り込んで、そこで先進地域の地域住民とそちらの地域の職員との関係性を肌で体感してもらう実践型研修などを通じて資質の向上を目指しているところです。担当部署の出席は、必要に応じて、これもリモートなどでの出席を含め対応を図っていく必要があると考えています。

39番です。地域課題解消に期待もされる場所だが、2層の強化に区政担当副市長も同席する考えはないか、2層の体制を強化していくために区政担当副市長が同席したらどうかというような内容ですが、協議会については、区長が総合調整機能を果たし、区協で提案された意見や課題を整理し、区政運営に役立てていく。場合によっては区政担当副市長へ報告をし、必要な案件はその都度調整を図るという形で動いていくことを想定しております。

40番です。区政担当副市長は、1層目の区協議会に関わるのかということです。これは先ほどの39と同じ内容で、あくまで区長が協議会には関わり、区長と副市長との関係の中で、3人の区長を統括する立場の副市長ということで関わるということになってまいります。

続いて、41番です。自治会と行政の連携がうまくいくようにすることが最善であるというような内容です。

回答としては、御意見のとおりであると認識しています。自治会は行政運営における協働の最大のパートナーと認識してまいりまして、引き続き連携を深めてまいります。

42番です。区協議会と自治会連合会へ活動予算を配分するという内容です。

回答としては、区協議会は、市の附属機関でありまして、条例により報酬の額が決められ、区役所費の中で予算計上しております。また、活動費が必要であれば、市の予算の中で別途計上していくということが仕組みとしてできております。一方、自治会連合会は、市に縛られない独立した自主運営の組織であるということもしっかりと踏まえ、そうした予算的な活動のところについては考えを整理していくことが必要だと考えております。

43番です。区協議会の委員構成の案、それから、委員の任期という内容です。

回答です。まず、1層目の委員構成は、2層目の代表者から成るものを中心としたメンバーにすると考えています。そして、2層目の委員の構成は、自治会、子ども会、地区社協、シニアクラブ、小・中PTA、民生委員など、地域の団体の代表者の方をお願いをしたいと考えております。また、各地区から代表者を数名ずつ選出するという考え方もあろうかと思えます。委員の任期につきましては、浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針で2期6年までとしておりますので、原則これに倣っていくものと考えております。

44番です。協議会の中で出てくる課題の解決について、いずれも区役所費に含まれないものが例示と

して挙がっています。どのように事業策定、実行につなげるのかということです。

これについては、現行の仕組みの中でも3つ方法があります。1つは、区長が総合調整機能を果たして区政担当副市長へ上げていくという方法。それからもう一つ、区の総合調整機能の中の一つとして、区の重点提案事業として、区長から本庁所管部局へ提案という形で事業を上げていき、予算化を図っていくものです。もう一つは、区長が直接本庁所管部局へ要望という形で、要望書であったり、口頭での要望ということでお伝えするということの3つが上げられます。

45番です。そうした上記のような事業策定、実行につなげていくということ、これを実行していくには、総合行政の推進に関する規則が機能しなければ成り立たないと思うが、いかがかという内容です。

先ほど申し上げた3つの方法をもって事業を進めていくとともに、必要に応じて総合行政の推進に関する規則の中に定められています区長会議を開催して、区政運営に関する総合調整を行うことも必要なことであると考えております。

46番です。地域課題がどのような順序で実現していくか、予算の流れも含めて分かりやすく示していただきたいという内容です。

これは、2層目で上がったものを全て1層目で精査をしていくというものではなく、2層目で解決できるものについては、2層目の運営にも当たっているエリアマネージャーを通じて直接所管部局へ調整を図っていくということも可能であると考えております。また、予算の流れというのは、先ほどの3つの方法で予算化を図っていくという回答です。

47番です。年4回の1層目の協議会、対して年10回から12回の2層目の協議会、これでしっかり協議ができるのかということです。

これも2層目で協議したものが全て1層目を経て上がっていくというのではなく、2層目単独で協議をして、そのまま所管の部局や区へ伝わっていくということも想定しております。なお、1層目の協議会年4回というのは、当初や補正の予算、あるいは条例等に絡めて議会の時期などに間に合うタイミングを想定して年4回ということは今のところ想定しております。

48番です。住民自治強化を考えて2層という発想が出てきましたが、この案において2層にする意義、意味はどういったところかということになります。

回答です。コミュニティ担当職員が協働センターを拠点に50地区の地域にコミュニティ担当職員のほうから入っていき、そしてそこで行われている住民や各団体の声を伺うということです。その中で地域課題の論点を整理したり、2層目の協議会へどのように届けていくかということを考えていくことをやってまいります。そして、エリアマネージャーは、各層の協議会へ出席をします。この段階でコミュニティ担当職員とエリアマネージャーは常に連携を取っておりますので、そこで協議会の進行の中でエリアマネージャーがしっかりと、協議会の座長であったり、それを受け止める区長をサポートして調整を図ってまいります。そして、1層目の協議会は3つを想定しておりますが、このそれぞれの協議会にはそれぞれの区長が一人ずつ1対1で対応するというので、そこで区長権限に結びついて施策に結びついていくということで、住民自治の強化を図っていくことができるというふうに考えております。

49番です。2層目と行政と直接やり取りをする仕組みが必要ではないかということになります。

これは、エリアマネージャーを通じて直接行政に届けていくことができますよということを想定しております。

50番です。これが先ほどの南区の協議会に東部協働センターのコミュニティ担当職員がいないというような課題がありますよということになります。

回答です。2層目で提案をされた課題は、1層目へ上がっていきます。この時点で、具体的に言えば南行政センターの課題と、中区役所で行われる協議会での課題、これが1層目の協議会で情報の共有ができるというふうに考えております。そしてその上に上がっていった課題はエリアマネージャーを通じて、またコミュニティ担当職員までしっかりと下りて共有ができていくという仕組みとなっております。

51番です。エリアマネージャーとコミュニティ担当職員の配置場所と人員についてということです。

現行と変わらないということですが、エリアマネージャーは現在、7つの区役所に配置されています。再編後は、区役所と行政センターに1名ずつ配置をされます。全部で7名ということになります。コミュニティ担当職員は現在と変わらず、第2種協働センターとふれあいセンターに1名配置がされていきます。そしてこれを2名体制にしていくことを提案しているところです。これ以外にコミュニティ担当職員は、区役所、行政センター、支所に区長の裁量によって2名から4名、現状でも配置をされておりますので、この体制も維持をしていくということを考えております。

52番です。C区協議会は1層目、2層目が一つとなって、年4回の開催であるのかというような内容です。

回答として、C区の実情に応じてということによいかと思いますが、4回から12回までぐらいを実情に応じてやっていくということを想定しております。

53番です。コミュニティ担当職員がサポートしやすい地域の体制を整えることが必要ではないかというような内容です。

回答としては、逆に地域主体のコミュニティー組織が活動しやすいように市側の組織体制を整えていく必要があると考えております。そうしたことで、コミュニティ担当職員は協働センターを拠点としながら既存の地域の団体の体制に合わせてサポートすることが必要だと考えております。

54番です。1層目の課題の共有などについて、区が広がっているので、当局との意見交換の時間が十分取れるよう、事前に、恐らく書面や意見を提出してもらうなど、会議の手法について工夫が必要だと思われるという内容です。

回答です。御意見のとおりであると認識しております。事前に課題が共有できるように、書面であったり、意見交換などで十分な情報の共有などが必要だと考えております。

55番です。協働センターの機能強化とコミュニティ担当職員の役割の明確化についてということです。

回答です。2名の体制となるコミュニティ担当職員が地域の対応により幅広くくまなく出席していくということ。そうした中で地域の課題を把握して、地域の声を細かく拾うことが今後、よりできてくるというふうに考えております。また、役割については、現在でも浜松市コミュニティ担当職員設置要綱に役割が記載されております。新しい役割を明記していくということも当然必要と考えておりますので、こういったところで明確化していこうと考えております。

56番です。地区の名称、浜松北、浜松西でいいのかというようなところです。

回答です。こちらは、資料の上で便宜上、浜松北、浜松西というふうに、以前の地域協議会のような名称で表記しておりましたが、当然ながら浜松北は、この場合においては都田、新都田地区、浜松西は入野、篠原、庄内、和地、伊佐見、神久呂地区ということになっております。

57番です。旧中区は14地区あって、非常に数が多く広いということで、コミュニティ担当職員のサポートをする人員配置を考えているかというような内容です。

回答です。旧中区には地区が14ありますが、協働センターが11施設あり、そこに一人ずつのコミュニティ担当職員ということで、11人のコミュニティ担当職員が実際おります。これを二人体制にしていく

というところになりますと、22人のコミュニティ担当職員が活動でき、また、協働センターの所長もコミュニティづくりの立場で協力をしていくということで、この体制でいきたいと考えております。

58番です。地域によってはコミュニティ担当職員が活かされていない、自治会等がコミュニティ担当職員をいかに利用、活用するかが大切だというような内容です。

回答です。こちら御意見のとおりであると認識しています。コミ担の活用については、ハンドブックに地域の会合に積極的に顔を出すことというのを一番に示しております。地域に覚えてもらい、信頼されて一緒に活動していく中で、地域に育ててもらおうという面も当然あるかと思っております。今後は自治会等に対しても、コミュニティ担当職員の存在や活動をしっかりと周知してまいります。

59番です。協議会の枠組みについて、1層目は区協議会で、2層目は合併当初のように各地区に置くという形のものかどうかというような内容です。

回答です。地域事情によって柔軟に対応できるように、2層目は6から16という枠組みを示しております。ただ、区自治会連合会の皆様との意見交換の場では現行区と同じ単位として、天竜区は1層のみとする6つの形がよいというような意向が示されております。

60番です。浜松西、雄踏、舞阪という分け方もありますが、アンバランスであると。1層目のエリアは旧7区でくくるということにこだわり過ぎなくてもよいのではないかとというような内容です。

浜松西という名称は、先ほど申し上げましたが、便宜上の表記ですので、6つの地区があるということで御理解いただきたいと思えます。そうした中で2層目については必ず7つにということではなく、6から16という枠組みも示しているところでございます。

61番です。コミュニティ担当職員によるサポートについて、分掌規則等に規定するなどのことについてということです。コミュニティ担当職員の職務は、現在でも浜松市コミュニティ担当職員設置要綱に規定していますので、この中で明文化していくということもありますし、事務分掌規則に載せていくということも方法の一つということで考えております。

62番です。自治会の負担を軽減していくために市から自治会に依頼をしている事業全ての一覧表の資料を提出をという内容です。

こちらは、本日配付をいたしましたナンバー62関連資料をお願いします。C自治会連合会へは、広報はままつなどの文書配布、チラシの掲示、そのほかいろいろな業務を委託しておりますが、全庁的な依頼の件数や中身をまとめました統計的なものは現在ありません。なお、行政連絡文書の種類については、令和3年11月の市民文教委員会へ提出した一覧表がこちらの資料になりますので、本日提供いたします。行政連絡文書ということで、市と自治会連合会との委託契約の中で行われているものになっております。アが市自治会連合会の承諾を得て全世帯対象に配布をするものになっております。イが市自治会連合会の承認を得て該当する区に配布、回覧等するものです。ウは市ではなくて、区自治会連合会の承認を得て該当区に配布をするものということで、こうしたものについては契約の中で配布、回覧を依頼しているものになっております。

63番です。2層式の在り方をさらに議論するべきだ。天竜区協議会が活性化している状況を分析すべきだという内容です。

回答です。天竜区協議会の構成員は地区自治会連合会の代表者が非常に多くを占めております。こうした方々は、自治会の会合等の中で地域の課題をしっかりと吸い上げて、その上で区協議会へ出席をされているという形になっております。こうしたものが一つの区協議会の理想の形であるとは考えておりますが、地域の事情が地域によって異なってまいりますので、これを全市一律に取り入れていくことは

困難であると考えております。画一的な体制は困難だということがこれまでの議論の中でも合意されているところかと思っております。今後、2層体制を運営していく中で、地域の声を聞いてよりよい方法を追求していくということも考えております。

説明は以上です。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。

ただいまの回答内容について質疑のある方は御発言をお願いしたいのですが、その前に1点、私から59と60の2層目について、区自治会連合会会長との意見交換で2層目は6つがよいとの意向が示されたという説明が先ほどありましたが、市民部長、僕の記憶では6つがいいとは言っていないで、自治連会長が各区はこれでいいという言い方をされたと記憶しています。だから、これだと2層目は6つがいいというふうにどうも聞こえてしまう。そのところは、僕の認識は違っていますか。

○市民部長 基本的に今、委員長がおっしゃられた認識と私たちの認識というのは差がないというか、食い違いはないと思っております。

○高林修委員長 あくまで6から16というのは示されたので、それは継続で今後考えていかなくてはいけないと思っております。だから、区の自治会連合会の会長さん全てが2層目を6つでいいとは僕は聞こえなかったと思いますけれども、副委員長、どうですか。

○関イチロー副委員長 今ここに、お配りいただいたように6から16の枠組みということですので、それはそれとして、委員長と部長のお話のように6つでというような表現もあったかと思えますし、ある部分でいえば、先ほどの回答で特に問題ないように僕は思っています。

○高林修委員長 分かりました。一応、委員長として責任ある立場なので、きちっとそこらははっきりさせたいと思っております。

では、当局に対する質疑のある方は御発言をお願いいたします。

○加茂俊武委員 委員長が言っていた59番ですけど、何回も言っているように、6つと言っているという回答でしたけれども、区自治会連合会会長の7人が言っていて、私も地元の細江の連合自治会へ行っていますが、下へはまだその議論が全くされていないので、そこは下りていないということだけ御理解いただきたいと思えます。また表現は、委員長がおっしゃられたように少し気をつけたほうがいいのかと私は思います。これは意見でいいです。

先ほど(1)で質問したエリアマネージャーと協働センターですけど、マネージャーが7人ということは、その管轄する範囲というのは現行の7区のコミ担をエリアマネージャーが所管するというところでよろしいでしょうか。

○市民部次長(市民協働・地域政策課長) そのようなものを想定しております。

○加茂俊武委員 とすると、先ほどの組織図でコミ担とそこは別になるのか。例えば、資料3-1の先ほど稲葉委員が質問した西行政センターと舞阪支所は、エリアマネージャーは西行政センターにいるのだけれども、つながりがどのようになるのかとか、その辺が分かりづらいというのが現実です。北行政センターにしても、引佐支所、三ヶ日支所とのつながりというか、この線が非常に分かりづらいところがあります。北行政センターの所管が旧の区の単位だよというところを、やはり何かしら表しておく必要があるのかなと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○市民部次長(市民協働・地域政策課長) エリアマネージャーとコミュニティ担当職員の関係というものは、現状においても課の所属を超えて関係を持っております。同じ区役所の中ではありますが、区振興課の職員がエリアマネージャーで、いわゆるまち課の職員がコミュニティ担当職員となり、東区、

南区においては若干異なりますが、そのように課を超えた関係の中で成り立っております。あくまでエリアマネージャーがエリアという中で、西区のエリアであったり、東区のエリアというところを持っているという関係で動いております。

舞阪につきましても、現状においては西区のエリアの中にあるものですから、一つの課ではありますけれども、西区のエリアマネージャーが舞阪のコミュニティ担当職員を総括するという形で、あくまで線で区切ったエリアということで見ていただければと考えております。

○加茂俊武委員 図では表せないけれど、そうなっていますよという解釈でいいですか。

○市民部長 3-3で示しておりますのは、あくまでも行政組織の形になっておりまして、実際の事務をどういう職員がどのように担っていくかというところまでは、なかなか組織図では示しづらいという部分がございます。ただ、それではエリアマネージャーとコミュニティ担当職員の区域ですとか業務ですとかが見えない、というところは御指摘のとおりでございますので、これはこれで組織図とは別にきちんと示しているものがございますので、そちらの徹底を図るということで対応したいと考えており、現状においてもそのようにしているところでございます。

○加茂俊武委員 それでしたら、それをまた分かりやすいように一度示していただいたほうがいいなと思います。先ほどから出てきている言葉は、エリアマネージャーと区長という言葉です。そこに行政センター長という言葉はほとんど聞かれなかったもので、やはりエリアマネージャーから直接、区長へ行くとなるとA区の区長というのが4つのエリア、そのいろいろな地域からの声を全て把握するというところで、非常に重要な役割だと思っています。図を示していただければ、また分かりやすいかと思います。

○高林修委員長 ほかにございますか。

今日、御回答頂いているのは大体、運用面について当局の考え方を詳しく示していただいたと思っております。ここは本当にありがたいと思っております。ただ、枠組みについては、まだ今後も委員会の中でいろいろな御意見があると思っておりますので、枠組みの回答について、何かほかに発言のある方はいらっしゃいますか。

○稲葉大輔委員 48番についてです。住民自治の強化を考える上での発想だったはずということに対する回答で、3区になるので3つの協議会をつくるという、前回の委員会で、私は屋上屋を重ねないようにという発言をしたつもりだったのですが、そのときと同じような回答になっていますので、恐らく現況に対する課題認識が違うのかと思っています。現況に課題があるので、2層目を細かくしましょうと我々は意見はしているつもりですが、現況に課題がないので、区が再編されて集約されるので、協議会も集約して3つにしましょうという回答が今日も聞こえたように思いますので、これから深く協議をさせていただきたいと思いますが、今の考え方で相違があるでしょうか。

○市民部長 当局の回答としますと、現時点でのお話ということで、それ以上のものは基本的に今のところないというものでございますので、そこは特別委員会の中で、当然議論をしていただいて、まとめていくものだという認識をしております。

ただ、2層目のどこが強化されているのかという御質問に対しては、コミ担とエリマネがより強固に協議会をサポートしていくという部分を2層に分けることによって、それぞれの役割分担を明確にする中で機能していく、働いていくというところは、従来よりも明確かつ強力に示していくことができると考えておりますので、強化というお話になりますと、当局とすると、制度を見直すことによって、そこは改善、強化されるものと認識しており、このような回答をさせていただいたということでございます。

○稲葉大輔委員 今の回答だと、やはり相違があると思っております。次回で構いませんので、現状

の区の協議会に対して、行政として課題があると思っっているのかいないのか。もしいるのであれば、こういう点が課題だと感じているというのをまた改めて回答いただきたいと思います。今、答えられるなら今でもいいです。

○市民部長 これまで自治会連合会、それから区協議会会長会議等への御意見を伺う機会をやっている中では、区の協議会が形骸化しているという御指摘は強く頂いております。そこは、その中で大きな意見がありましたのは、要するにせつかくその地域の皆様が課題を協議会に上げて、行政に対してこれをどうやっていくのかという提起をしても、それに対する行政のレスポンスというのがあまりにも薄い。場合によっては、何となく聞きおいた形になって、そのまま放置されて自然消滅してしまっているというようなことがあって、そういうことをずっと経験する中で、協議会のメンバーの方々も、無力感というのでしょうか、協議会がせつかくあるのに、そこに声を上げて行政はちっとも答えてくれないというような雰囲気が広がってしまっていると。そこが非常に大きな問題だということで、強い御指摘、お叱りを頂いております。

これはやはり制度をこの際、見直していくことの中で、きちんと行政がレスポンスをしていく、御意見を頂いたらきちんとお返しをする、できる、できないというところはありますけれども、説明をすることできちんとお返しをするという形を整えていくことが、まず必要だと考えている、ということでお答えしているので、大きな御意見があった部分についてはそのところかと認識しているところです。

○稲葉大輔委員 その認識はしっかりしているはずです。なので、3つの協議会を上につくことで強化されるということが論理的にまだ腑に落ちないものですから、また今後協議させてもらいます。

○関イチロー副委員長 先ほど委員長から、2層目の話で6つの格好はどのようなものだというお話がありました。正確に私が記憶しているところからいくと、区の連合自治会長の皆さんは、今のままでいいではないかと言われたように思います。それよりも問題はというのは市民部長がおっしゃられたように、格好の問題ではなくて、やり取りの問題。お話を聞いていますと、ちょっと厳しい言い方になりますが、自治会と行政というのは非常に密接な関係だと言われながら、面と向かって議論があまりされたことがないのかと……。ですので、今まで3回やってきた中の時間は、1時間でしたけれども、特に1回目のときには、こういう話合いの場を持ってよかったという感想は持たれているということでございます。

○鈴木育男委員 47番とか48番に関わることで、区協議会の体制ですが、上に3つ並んでいて下に6つから16という話ですが、例えば区としての共通課題については1層目だとかが当然必要だろうと思います。けれども、例えば2層目から上がってきたもの——2層目で採択されたものの共有と精査という言い方になっているわけですが、どういふものを上げると想定しているのかというのが、ほかの地域には関係ないけれどもこっこの地域に必要な部分が出てきたときにはどうだろうと……。そこら辺を誰がどう判断するのか、少し疑問を感じています。ですから、旧区単位の課題で少なくともエリアごとの地域自治が担保できるような仕組みにしていかないと、そこから下のものが言たって上がってはこないし、1層目に上がったところで、行政から何ら反応がないではないかみたいな世界になりはしないかという心配を私は抱えています。

特にこれは今、A区の場合で私は言っていますが。だから、B区はB区で関わり、C区はまるっきり別格でいいと思います。

ですから、そこら辺を例えばC区のミニ版みたいなことがA区でできれば、そのほうがいいのかとかです、いろいろまだ考える必要が私はあると思っっているのですが、その辺についてどう思っっています

か。

○高林修委員長 鈴木委員の発言、私ももっともだと思っています。多分、今すぐ答えられないかもしれませんが、いかがですか。

○市民部長 御指摘、そのとおりと認識しております。ただ、具体的に2層目を1層目へ引き上げていくもののイメージについては、今後の運用していく議論の中で、お示しはしなければいけないと考えております。こういったものを上げていくのかの、例えば基準というとな変ですけども、少なくとも例示みたいなものはお示しした上で御議論いただく必要があるかと考えております。

○鈴木育男委員 要するにそういうことですよ、60万人の共通課題って何だろうと。それで、24万人、12万人、10万人ぐらい、そのくらいの勘定の中でもまとまらないようなやつを上へ持っていても何ものならんわけですよ。少なくとも旧の区でまとまったものであれば、10万人の人たちみんなが地域の思いを1層目の協議会上げて、それで「うん」と言わなければ取り上げないのかという話になってしまいますよ、その数のレベルが違うわけですよ。下のほうで、こういった新しい形をつくって、その地域の雰囲気、担当職員から何から一生懸命頑張って議論をして上に上げていったものが、どういう形で我々の意見を市のほうがしっかりと受け止めてくれるのだということが担保されなければ、人は動くわけがないですよ。だから、そこらをどうしていくかだけです。要するにA区の場合は、あまりにも人が多い。その多い人をどうやって地域課題を上まで上げて、それに行政が振り向いてくれるかという、そういう形をどうつくるかということだと私は、そこに尽きると考えています。

○太田康隆委員 43番の委員の任期のところと、46番の2層目からどう上げていくかという、そのあたりについて、これは今後の検討としてぜひ考えていただきたいので、意見を述べさせていただきますけれども、これまでなかなか機能してこなかった区協議会という、そういう言い方もありますが、機能してきた地域もあると思いますし、機能していた時期もあるし、機能していなかった時期もあると、そういうことだと思います。

一番怖いのは、画一的にやっつけていこうとすることではないかと。もうちょっとその対応を地域性であるとか、時代背景であるとか、先ほど市民部長も言っていたけれども、そういう当局の対応によって何とでもなった部分はあるのではないかと思います。ですから、委員もある程度、任期を重ねていただいた方が、協議会が機能する地域もあるでしょうし、あるいは、同じ方が何年も何年もやっていることで形骸化していくケースもあるでしょうから、そこらは柔軟に対応できるようなことも場合によっては必要だろうと。何でも画一化するのではなくて、一定の基準のアローワンスを取るとするか、そういうことは考えていってほしいと思います。

それから、これは地域によって全く課題が違いますよね。だから、例えば福祉に関する統一的な対応というようなことで考えれば、全地域で同じ対応をするのでしょし、違うとすれば、天竜区のように物理的に遠いところへ行かなくてはいけないということもあるかもしれませんが、この地域課題をどう議論していくかということについては、全く地域性が異なると思うのですよ、要するに課題になっていることが。

だから、そういうことを考えて対応してあげないと、その地域で一番要望として最優先する課題と、別の地域で最優先する課題は全く違うと。密度も違うけれども内容も違うと。そういうことを上手に対応してあげることで、市民の満足度を最大化してあげていくことが大事だと思うわけです。

これからは、今までこの十数年、区の再編にかけてきた当局の労力、議会もそうですけれども、このエネルギーを地域の市民の満足度をどう最大化していくのか、どう住みよい、力強い浜松市をつくって

いくのかというところへ、みんな同じ方向を向いてこれからやっていくべきであって、その際、今言ったような制度とかそういうのはもう大胆に融通を利かせて、いい方向へ改善していくという、そのぐらいの考え方を僕は持ってほしいと思いますので、お願いをしておきたいと思います。意見です。

○岩田邦泰委員 すみません、さっき加茂委員がおっしゃっていたところに関して、エリマネさんとコミ担さんが実は所属している課は違うという話が出てきたかと思えます。以前、質問でコミ担さんのやる気をどうやって出していくか、要は問題をいっぱい集めてくる努力をするのはどうやるのか、という質問をさせていただいていたのですけれども、結局、その上のキャッチャーのエリマネさんは別部署ということになると、コミ担さんの評価は誰がどうするのかということがよく分からないなと思えました。地域課題を上げていくのは、エリマネさんに引き継いで上げていくというイメージを持ったのですけれども、そうすると協働センター長だとか……、そこには一緒にはいるのでしょうか、レポートラインというのですか、そういうことと実際の地域の課題の上がり方に少しずれを感じるのですけれども、その辺の課題はないのですか、質問です。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 今おっしゃったとおりで、コミュニティ担当職員の人事的な評価ということですよ。これは所長が一次考課ということでやっていくことになっています。ただ、協働センターというか市の仕事の在り方そのものにも乗りかかってくるとは思いますが、どうしても縦のラインで置いている部門の仕事と、それを横に切ったエリア、地域政策という部分での仕事がある中で、協働センターはその地域の仕事にも属していますし、縦でいろいろなものを受けるという部分にも属しています。考課については難しいことにはなると思うのですが、これは所長がしっかりと判断で、縦のラインだけで見ることなく、横のラインだけで見ることなく、評価をしっかりとされているものと認識しています。

○岩田邦泰委員 前の質問のときにもやったのですけれども、プロジェクトチームを組まれたときに別部署のリーダーがいた場合、どうやって評価するのかと話をしたときに、そのプロジェクトリーダーの評価も何%かちゃんと入れ込んでやりますよという話があって、うまい具合に回るのかというふうな思いもありました。

だから、コミ担さんの課題を解決したいという気持ちを高めるための策というところが、やはり評価という部分で背中を押してあげないといけないなと改めて思ったものですから。今はそうやっていると思いますということでしたけれども、この際、その辺もしっかりやる気が上がるようにしていただきたいし、あとエリマネさんの仕事も、コミ担さんからのものを吸い上げて、それを実現させるというところが評価の基準でなければおかしいと思うものだから、そのときにはセンター長からの助言だとかを受けて、とにかくそれぞれが関係し合う体制というのをこの場でもつくってほしいと思います。それがないことには、恐らく協議会を回しても、課題の吸い上げはキャッチャーがいいかげんだとぼろぼろ後ろにそらすだけの話になってしまうものですから、十分気をつけていただきたいし、お願いしたいと思います。

○加茂俊武委員 協議会とかの話に戻るのでありますが、6つから16の話です。副委員長から、今のままでいいと言われたのですけれども、これは自治会連合会が今のままでいいと言っているのではないかと思ったものですから……。区協議会の話も今のままでいいとすると、逆に7つなのかと思ったので、その辺の事実を聞いておきたいのと、それから、区協議会の会長会みたいなことはあったのでしょうか。その話を一切聞いてないのですけれども。

○高林修委員長 加茂委員、区協議会の会長会議は2回ありました。

今、副委員長がおっしゃった、今のままでいいと言ったのは、当初、自治会連合会の皆さんからそういう言葉が出たのは事実です。区協議会は今までどおりでいいという話もあったのだけれども、その件について要は、自治会連合会長さんたちは今の7つの協議会でいいということになると、結局今までと変わらないわけです。そこのところは、区協議会の会長さんとは気持ちが違うと僕は思っています。ただ、区協議会で今までやっていた諮問とか答申というのは、1層目でやればいいし、2層目の6から16のところまで地域課題をやってもらえばいいと僕は思っています。

もともとこの行政区再編の肝は行財政改革と、僕はいつも言っているけれど、住民自治の強化ですよ。住民自治の強化ということは、やはりボトムアップの形をつくらなくてはいけないわけで、そのためには、2層目のところをどれだけ機能させるかという問題で、今まで7つの協議会で負担だったところは取り除いてあげなくては絶対に機能しないと思っています。だから、条例にはならないけれども、3層目をどうするかということもあるかもしれないし、稲葉委員が言うように2層目についてはもっと数を考えたほうがいいという考え方もあると思っています。

今日のところは申し訳ないけれども、当局の回答は回答で承りました。運用面について考えていただいていることは評価をいたしますけれども、いずれにしても区協議会については今後も議論していかなくてはならないと思っています。加茂委員、それでよろしいですか。

○加茂俊武委員 はい、結構です。

○松下正行委員 62番ですが、資料を出していただいております。このア、イ、ウは市自治会連合会、区自治会連合会の承認を得てやっているということですが、今ずっと議論された1層目、2層目の協議会に絡んで、やはり地元の単位自治会でコミ担当をどれだけ地域課題を吸い上げられるかというところに勝負はかかっていると思っていますので、示された資料のこういった業務について、負担が少しでも軽くできるのかどうなのかということ、例えばデジタルを使いながら、今、自治会のDXも進めていると思います。これは区の再編とは関係なしにやっているという話ですが、いずれにしても、自治会へ市から依頼されている事業の負担軽減というのは、僕は必須だと思っていて、負担が軽くなればなるほど、地域の問題、課題点が単位自治会を含め、連合自治会としてコミ担当と協議をしながら出していけると。その形態は、先ほどいろいろ議論があったように柔軟に対応していただければいいと思いますが、そこら辺で回答ができるということであれば、頂きたいと思います。

○市民部次長（市民協働・地域政策課長） 自治会への依頼業務につきましては、各課が自治会へ依頼をするという、決裁のラインの中に我々が含まれています。我々が上部でそれを受けて判断をして、この内容で出すことが適切かどうか、あるいは依頼の仕方が適切かどうか、ここは近年、特に注意をして口を出しております。中には、簡単な業務であるにもかかわらず、難しい行政用語を並べた文書での依頼であるがために、会長さんたちが勘違いをして難しいお仕事をされているというようなこともお話としてありました。なので、まず、現状、量もそうですし質の部分でも、やり方、手法の部分でも負担が軽減されるようにということは、全ての業務においてチェックしているところです。

ただ、どうしても行政需要というものが増えている中で、物としては恐らく逆に増えているのではないかと思います。とにかく簡単に業務が済むようにということは強く意識をしておりますし、不必要な回覧についてはしなくてもよいのではないかとということで、取り止めることもやっています。

○松下正行委員 今の回答であると、今後も増える可能性もあるし、なるだけ精査をして減らせるものは減らすと聞かれました。そこは非常に重要なところで、手法も含めてうまく負担が軽減されるようにぜひ前向きに様々な検討していただければと思いますので、意見として申し上げます。

○高林修委員長 まだほかの案件も残っていますので、本件につきましては当局からの説明で特に運用面、枠組みについては、当局の考え方は理解されたと思っています。この（３）再編後の協議会体制については、会派に持ち帰って検討していただきたいと思いますが、委員の皆さんからは、先ほど自治会連合会の会長さんの意向と、区の協議会の会長さんの意向も承りたいと思っていますし、加茂委員もおっしゃったように50の自治会連合会会長さんのこともあるでしょうから、皆さんの考えを考慮する中で、区割り案決定に向けた取扱いを決めていただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

（４）区割り案（決定）について

○高林修委員長 続きまして、協議事項（４）区割り案（決定）についてですが、前回の委員会でも申し上げましたが、2月18日に開催した特別委員会です承した協議スケジュールの中で、5月中旬頃までに区割り（案）を決定することを確認しております。後で申し上げますが、今回は5月13日を予定しており、決定に向けては、パブリック・コメントの結果や区の組織編成、職員配置など、協議継続中ですので、本日は12月14日の委員会において了承済みの区再編（内定案）における市民サービス、住民自治の基本的な考え方をういて、決定版のイメージを当局から説明するという事なので、よろしくお願いたします。

委員の皆さんは、12月14日配付済みの委員会資料の準備をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 口頭となりますが、説明させていただきます。

今、委員長からお話がありましたとおり、昨年12月14日に御了承いただきました内定案というものがございす。現在、こちらをベースとしまして決定というものを整理していきたいと考えております。これまでのパブリックコメントでありますとか、今日も協議いただきましたけれども、組織、職員数等の協議していただいたものがございす。そちらを踏まえまして、この内定案を基に、資料を整理していきたいと考えております。

今、内定案の1ページ目を御覧いただきまして、最初に1番、市民サービス、組織、別紙1、別紙2とございす。その下、（１）から（６）までございす。このうち（１）から（５）までは、現時点でパブリックコメント等も踏まえた上での変更は想定はしておりません。決定に向けて変更を行いたいと考えておりますのは、（６）組織配置の考え方のところとございす。例えば1ポツ目の再編後の職員数の試算ということに関しましては、前回、そして今回も協議していただきました職員数の資料がございす。また、組織図も今回、先日示しました資料の3-1の組織図、3-2の職員数、そして3-2は追加資料として庁舎別というものもお示しさせていただきました。併せて、3-3として主要市民サービスの一覧というものも示させていただきましたので、そちらに替えるような形にしたいと考えております。

また、組織の話の中で、これまで並行して協議いただきました区政担当副市長のことも御了承いただいておりますので、こちらの項目も盛り込みたいと考えております。

また、その下の土木整備事務所、福祉事業所、保健センター、災害対策本部ですけれども、この内定案の時点で別紙4、5、6とついておりますが、基本的にエリアを示したようなものがついております。これは、このまま生かしたままで、加えまして、これも前回の4月18日の資料、今日も協議していただきましたが、追加でお示ししているものがございすので、例えば土木であれば資料の3-4、災害対策本部であれば資料3-5、3-5につきましては今日、修正するといった部分もありましたけれども、それを加えていきたいと考えております。

その下の大きな2番目の住民自治のところですけども、この12月の時点では、今現在ありますとおり、2層の協議会とすることといったところの記載となっております。これは、今まさに直前で協議いただいたところでありますので、ここの記載内容については、またこの現状を踏まえまして、このままとするか、少し修正するのかなというところで検討したいと考えております。

おおむね今の内容となりますが、最後に1つ、次の協議事項となっておりますが、御了承いただければ施行日についても記載していくといったところで考えております。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は御発言を願います。

今、口頭でしたので、どこに加筆訂正というのはなかなかイメージできないかもしれませんが、いわゆる決定版については、皆様にまたお示しをしますので、よろしく願います。

今までの協議を含めた上で嶋津副本部長からお話がありましたので、もし御質疑があればおっしゃってください。

○加茂俊武委員 その案というのはいつ頃示される予定でしょうか。会派でいろいろ話す時間はあるのでしょうか。

○区再編推進事業本部副本部長 本日協議いただきました部分を追加すると、先ほど申し上げたとおり、資料3-1から3-5までのところで追加する部分がございます。そこで修正する部分もございしますので、それらを合わせまして、具体的に示す時期については委員長と御相談させていただければと思います。

○高林修委員長 相談します。

○加茂俊武委員 前日に出されても、正直何も見ずに当日見て決定というのは、それが全く完璧なものであれば構わないのですけれども、まだ会派での意見もありますので、個人的には少し早めに頂ければなと思っています。

○酒井豊美委員 前回も言ったわけですが、パブリックコメントがまとまって、その結果に対して市の意見も出されて、それでまた今日、加筆修正され、またそれに対して意見が出されるという状況であります。先ほどの議論の中でも、いろいろ要望を出したけれども返事が返ってこない、立ち消えになったものもあるという報告もありましたが、区の協議会や区の自治連、パブコメをたくさん出した住民にとっては、どういう返事が返ってくるのか、それが非常に大事なわけです。市民の皆さんに対して、区の協議会に対して、いつ出すのか、見せるのか、自治連に対しても、いつペーパーで出していくのか。スケジュールは当然スケジュールであるかもしれませんが、コンプリートされたものではないので、そこをやっていかないと。

先ほど、区の協議会の形骸化の問題でも出たように、まさに市民との関係、議会制民主主義が形骸化するということに拍車をかけるおそれが多分にあるものですから、その辺は、今、副本部長、まだこれから相談すると言われたわけですが、それは最優先でやるべきであります。

昨日までに4月の区協議会が終わりました。私ども天竜区選出の3人は天竜区の協議会を終始傍聴して状況を把握し、新たな意見も出ているわけです。そういう点で、区の協議会、区の自治連、そこに対する報告をきっちりやっていたか前へ進めないと思うのですね。その辺については、これはまた事業本部では議会サイドが決めたスケジュールにのっとってと言うかもしれませんが、やはりそこは、新たな視点でもって見てもらう。住民に寄り添って進めるということをやっていないと、ごうごうたる非難がまた出てくるということだと思います。その辺はぜひ民主主義の自治の手順を踏んで

やっていくべきで、日程を含めてどのように考えておられるのか。

○高林修委員長 当局は答える必要はないです。

同じ話を何度もされて本当に困るのですが、これはパブコメの公表前ですよ。議論を重ねてパブリックコメントを最終的に公表するわけですから。酒井委員がおっしゃるとおりにすると、公表してからまた何かやるという話になってしまって、全く行政のルールと外れてしまいますよ。何度も何度も話を聞いて、また報告して聞くというその繰り返しだったら、いつまでたっても変わらないということは、この前も申し上げたと思います。

いずれにしても今は、公表するまでの調整協議ですので。酒井委員がおっしゃっているように、出たものに対して、また市の考え方について意見を聞くというスタンスは当局だって取れないと思いますよ。

○酒井豊美委員 公表するのはいつかというのが大事なので。本来であれば4月の区協議会のとき、昨日終わった段階で、出してもらうのがベストだったのですが、それがなかったということで、次に開かれるのは5月の下旬、あるいは6月という状況でありますので、本当に市民との間が開いてしまうということでもあります。

それで、この前の議論ですと5月の半ばに委員会をやると。そのときに公表するという感じの説明だったと思いますけれども、それではまずいでしょと。少なくとももっと早く、あるいは13日の特別委員会ではなくて公表した後で、どうですかね、その辺は。

○高林修委員長 これ以上はあまり物を申し上げたくないのだけれど、委員会は委員会で協議をしていて、決定の方法についてはまた考えますけれども、そこに至るように継続協議しているわけですよ。パブリックコメントは、あくまで当局が市民の意見を募集して、それに対する公表ということなので、それで回答は我々委員会としては頂いているので、それを踏まえて決定してくわけです。パブリックコメントの公表と委員会の決定については、確かに関連はあるかもしれませんが、必ずそれが委員会の決定の要件にはならないと思っています。

私のほうも申し上げたいのだけれども、共産党さんのこの質問項目の中で68番、区割りを変えないでほしいという各区住民の多数の切なる訴えに応えていない、という多数の切なる訴えについて証明してください。多数の切なる訴えという根拠は、今言えますか。

〔「委員長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○関イチロー副委員長 パブリックコメント自体は、当局でやって市の考え方、これを表すというのが格好なのですね。ですので、私の経験から言うと、パブリックコメントにこれだけ委員会からいろいろな意見が出て、それも含めて当局の意見が変更されていくということ自体、非常にまれなというか、随分精査してきたのだろうと思っています。

そうした中で、俎上にのってしまったので、委員会としてはある程度、了解したところです。その部分で当局がこれだったらいけるでしょうという判断をしていただいて、パブリックコメントの回答をしていただければいいかと。それはおおよそ、今までの流れとタイムスケジュールでいくと、5月中のお話だろうと考えておりますけれども、そういう意味からいくと、また皆さんに次回の委員会であるべく方向性を決めて、結論もしくは承認を図っていきたいと思っております。

○高林修委員長 ありがとうございます。議事進行します。

先ほど、(3)の結論のところまで決定に向けて取り扱いを決めていく、議論をしていくと、そういう言い方をしましたので、誤解のないように。

それでは、本件については、協議スケジュールを踏まえ、次回委員会にて最終案を確認の上、了承に

向けた協議を行うことといたします。

(5) 施行時期について

○高林修委員長 続きまして、協議事項(5)施行時期についてですが、資料の配付をいたしますので、よろしくをお願いします。

[資料配付]

○高林修委員長 それでは、当局から資料の説明をお願いいたします。

○区再編推進事業本部副本部長 ただいま資料を配付させていただきました。タイトルとして、区再編の施行日についてということです。

1として施行日ですが、2024年、令和6年1月1日を提案させていただきます。

2、その理由で3件挙げさせていただいております。1ポツ目ですけれども、区再編の目的を踏まえると、必要な準備期間を確保した上で、なるべく早い時期に施行することが望ましいこと。2つ目として、市民サービスの観点から、年度替わりの4月1日に比べ、職員の採用、退職、定期人事異動の影響がなく、慣れている職員が対応できることや証明書等の取扱件数が少ない時期であること。3点目として、情報システムの観点から、住民記録データの更新処理等で連続5日から6日間の閉庁期間が必要であること。閉庁期間を設けない場合は現行システムと同一のシステムを用意し、並行稼働させる必要があるため、当初想定していたシステム改修移行経費が増額することに加え、概算で4億円から5億円のパッケージ購入費及びクラウド経費が別途必要であること。以上3点の理由から施行日として1月1日を提案するものです。

○高林修委員長 当局の説明は終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は御発言をお願いします。

○岩田邦泰委員 システムの入替えでほぼ6日間の閉庁期間が必要というのは分かるのですが、要は年末年始ですよ。だから、29、30、31、1、2、3までの6日だろうと思いますが、窓口業務とかはないにしろ、1日から変わるわけではないですか。全てのサービスが変わっても、元旦からの3日間は、取りあえず動かないという状態が想定されますということで理解していいですか。

○区再編推進事業本部副本部長 今、御指摘頂いたとおり、この日は年末年始を想定しております。現在も条例で閉庁日ということで、12月29日から1月3日を原則として定めておまして、基本的な行政サービスというのはこの6日間はストップする形になります。ですので、1月1日に確かに施行日を迎えるのですが、実際そこも作業期間に充てた上で、開庁する日に向けてシステム改修するといったことで対応したいと考えております。

○岩田邦泰委員 細かい話、今から言ってもしょうがないと思うけれども、時間外とかで受け付けなければいけないものもあると思うので、そのときに間違いが起きないようにだけお願いしたいと思いません。

○太田康隆委員 全くこの施行日については、我々がどうのこうの言うよりも、行政が一番事務処理していて影響の少ない、これがよかろうということで検討されて出されてきていることでしょうか、プロが言っていることなので私はこれでいいと思います。

ただ、市町村合併のときに7月1日だったので、あのときは会計上の打ち切り決算というのをやったのですよね。ですから、今回も区の前算は12月31日までは前の7区の状態です。予算措置されているだろうし、1月1日以降は、3区で執行してくという形になりますよね。その辺の処理だけどうなるかは、また事

後で結構ですので、教えていただければ全く異論はありません。

○高林修委員長 さすがに経験のある議員からの発言だと思います。

ほかにはありますか。この際、疑問があるところを出してもらいたいと思っておりますが、よろしいですか。

[発言する者なし]

○高林修委員長 それでは、この本件については会派へ持ち帰って検討してください。

次回の協議の上、これについては、それこそスケジュール、スケジュールと言うと怒られるかもしれませんが、5月13日で決定したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

本日の協議事項は一通り終了いたしました。次回の委員会では、本日の質問項目の中で回答し切れなかった部分について、当局から改めて説明をしていただき、区割り案の決定に結びつけていきたいと思ひます。

申し上げているとおり、再質問の提出についてもやぶさかではありませんので、ぜひお願ひいたします。

もう一度申し上げますが、5月13日は区割りの施行時期についても決定してまいりたいと思ひますので、御承知おきください。次回開催は5月13日金曜日、午後1時からとさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上で行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

16:35